

## 令和5年度 第3回恵庭市廃棄物減量等推進審議会(議事録)

日 時:令和5年9月5日(火)10:00~11:30

場 所:恵庭市民会館2階 大会議室

出席者:12名 【会 長】村井 公裕 【副会長】茶園 利紀  
【委 員】音島 純子・佐藤 加奈子・佐山 美恵子・島田 雅之・清水 理達・田中 和枝・  
中川 淳一・中山 勝歳・二瓶 文彰・船田 清

欠席者:2名 【委 員】竹内 清・宮内 光則

事務局:8名 原田 裕(恵庭市長)・野村 孝治(生活環境部長)・  
依藤 寿志(生活環境部ゼロカーボン推進室長)・中山 真(廃棄物管理課長)・  
田中 徹(同主幹)・谷村 直宏(同主査)・水野 光代(同主査)・  
石丸 直稔(同主査)・坂本 大起(同主任主事)

1. 開 会

2. 挨拶(市長)

3. 議 事

- ・恵庭市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて
- ・ごみ処理手数料の見直しについて
- ・し尿処理手数料の見直しについて

4. その他

5. 閉 会

## ～議事要旨～

### (1) 恵庭市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

～事務局より説明～

(資料1) (諮問書)別記 1 恵庭市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

A 委員: 4 の中間見直しの内容について、2 点目の個別法であるプラスチック資源循環法の趣旨の反映、3 点目では社会情勢変化によるごみ処理量の減少とありますが、これは具体的にどういうことなのか、もう少し詳しく教えていただければと思いました。

事務局: 一般廃棄物処理基本計画の中で、計画の位置づけで他の計画や法との関係を示しております。その中では環境基本法や循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法など、様々なものに即して計画を策定することとしております。前回、この一般廃棄物処理基本計画を策定したのが令和 3 年 8 月で、プラスチック資源循環法が制定された前後で記載が無かったことから、プラスチック資源循環法に即した計画にするものです。以上がプラスチック資源循環法の趣旨の反映です。

続きまして、社会情勢変化によるごみ処理量の減少に伴う計画値及び目標の変更ですが、先ほど申し上げましたとおり、令和 3 年 8 月に計画を策定しており、この間、令和 2 年から焼却施設の稼働や平成 31 年からごみの分別の変更といった様々な要素がありました。また、令和 2 年から令和 4 年までは新型コロナウイルス感染症の影響もあり、社会情勢の変化によるごみ処理量の減少が、令和 2 年、3 年、4 年の実績として出ており、ごみ処理量の計画値を変更することから、あわせてごみ減量の目標の変更を考えているものです。

A 委員: コロナの関係で、どのように予想が狂ったのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

事務局: 先ほど申し上げましたとおり、様々な要因が複合的に関わっておりますので、単純にコロナだけの影響については見通しておりません。ただやはり一般家庭への影響は多少あったかと思いますが、事業系廃棄物は、事業活動が停滞や停止していた部分もあると思いますので、大きく影響を受け減少していると考えております。

### (2) ごみ処理手数料の見直しについて

～事務局より説明～

(資料1) (諮問書)別記 2 ごみ処理手数料の見直しについて

B 委員: 事業者負担が増えるという事ですが、市内の事業者はコロナ貸付金の償還もスタートしているのです、そのような部分の影響を考慮して緩和していただきつつ、価格の改定を行っ

ていただければと思いました。

- A 委員：一般家庭の手数料は変わらないという事は承りましたが、ごみ処理に掛かる税金はかなりの比率を占めていると思っていますので、出来ればごみ処理に掛かる税金を減らして、例えば教育や福祉などにお金が掛けられるようになれば良いと思っています。
- C 委員：この諮問書、事業系一般廃棄物の改定案について、非常に残念に思っています。昨年一年間、恵庭ごみ処理モデル検討会にも参画させていただいて、随分と意見を反映させていただきました。計画の中間見直しによって整理されたごみ処理量において、これまでの算定方式を踏襲しながら計算すると現行手数料とは大きな乖離が生まれ、そのことによって多くの負担を事業者を求めるような形になってしまいます。コロナが収まりつつあり、景気は戻ってきてはいますが、資材等の物価の高騰や人件費の上昇で利益率がどんどん減り、経営が極めて大変な状況になっています。商工会議所としても様々な経営支援策をお願いしたいと思っていますが、まずはこの諮問書の中にごみ処理恵庭モデル確立に向けた提言内容の考え方に沿ってと書いていますが、提言書の中には近隣市の手数料の料金水準との均衡性を図ることとしており、近隣市と比べても事業系一般廃棄物は現行の手数料でも高く、可燃が 217 円、不燃が 343 円となっています。以前の資料にもありますように石狩管内では、札幌市が 200 円で、不燃は既に 1.5 倍ぐらいの料金設定の中でさらに 28.3% の値上げです。先ほどの説明の中で 30% 超えないよという話がありましたが、私は 10% を超えてもつらいと思っている中で 30% はなんの意味を持つのでしょうか。江別市も同様で可燃も不燃も 10 キロ当たり 200 円です。石狩市では 120 円となっている中、恵庭市は可燃 280 円、不燃 440 円に変えようという内容の諮問がされたということです。市内には多くの中小企業、小規模事業者がこの地域経済を支えています。そういった企業や事業者が経済支援対策として何とかお願いしたいという状況下で 30% を超えないよというのは残念だなと思っています。提言書の考え方に沿うならば、このような諮問にはならないと思います。
- D 委員：これまでも審議会の中で手数料算定経費の考え方については、いくつかのシミュレーション、パターンが提示されていたと思います。その中で減価償却費と管理費を税負担するという方向性が示されたことについては、一定の評価をしたいと思います。
- E 委員：事業系ごみは、自力で処理するような能力は職場にはありませんので、契約させていただいている業者をお願いする形になっている以上、何とか抑えられればなというところがあります。先ほどのお話にもあるように何パーセントぐらいの目安を負担と言われた時に、その何パーセントの根拠がもう少し分かりやすく設定されていると納得感も出てくるかなと思います。もしくは議論のありようがあるなという気がします。家庭ごみの部分に関しては、恵庭市の家庭ごみの処理は進んでいると思いますが、今後人口が増え、それから家庭ごみが増えるということは基本的な消費活動をした結果であり、例えば物を買って捨てる

部分がごみとなってくるので、決してごみが増えるというのは 100%全部悪いことではなく、裏返して言えば経済活動に寄与貢献している結果と考えています。そうした時に家庭ごみの負担について、今回は据え置きというプランが提示されていますが、家庭ごみに関する費用割合は抑制されるが、サービスは低下せず維持しているということは、市の取り組みとして告知されても良いのではないかなと思っています。

- F 委員： 恵庭市廃棄物処理業協会の立場からの発言となりますが、ほとんどが行政の仕事をやっている会社ですので、なかなか言いづらいところがあります。色々な時間に収集運搬の作業はなかなかきつい、匂いも臭い、危険といったことから担い手がおらず、ここ 3、4 年は雇用の問題が生じています。募集しても来てくれないということに対して、定年を延ばすなど対応はしていますが、実際に人を集めるには給料を上げていくしかないという状況をわかって頂きたいと思います。私の立場としては、資材の高騰や燃料代、電気代など色々上がっており、経営面から考えてもある程度の値上げは必要ではないかなと思います。他のまちの話もありましたが、地域ごとに特色、都合、条件も違いますし、考え方も色々あると思いますので、恵庭独自の考え方も良いのではないかなと思います。
- G 委員： 市民としての家庭ごみについてしか分かりませんが、ごみを減らす工夫の仕方や方法などを広報などで取り上げていただいて、値段が高いなどの声があれば市民へ周知していけば良いのではないかなと思いました。
- H 委員： 諮問書提出まで様々な地域懇談会など市民の話を聞いて頂きながらの経過があったと思いますので、今後も市民の意見を反映していくということですので、それに期待したいと思います。コロナなど様々な影響を受けてしまったということは仕方のないことと思いますが、一般の家庭ごみに関しては据え置きが良いと思います。事業系に関しては厳しい現状にあると思いますが、致し方ないのかなと思っています。
- I 委員： 主婦目線からでしか私は分かりませんが、ごみ袋に関して据え置くということはあるがたいなと思います。また、常にごみを収集して走り回っている作業員の方を拝見していますが、今年など凄く暑いときに走り回って作業されていることにとても感謝しております。賃金の話になりますが、やはり賃金を上げるためには、このような手段も必要ではないかと思っています。
- J 委員： 家庭廃棄物は、経費の3分の1程度の負担として据え置きとなっています。高齢者や障がい者がいらっしゃる家庭の方々にとっては、据え置きについては非常に良いことだと思っています。また、C 委員から事業系の上げ幅が大きいのではないかという意見もありました。私どもの会社も事業系になります。自分で持ってきたごみについては自分で持ち帰るということで、何とか総量を減らしているのですが、会社になると事業系ですので、そういったことではなく、会社の作業によって出るごみなので、それは無理だと思います。ルール

として経費全体の3分の2程度を事業者負担として設定しているということになれば、経費が上がればどうしてもこのような上げ幅になってしまうのはやむを得ないのではないのかなと思います。残りの3分の1は税負担という形になりますので、事業者負担を下げると税負担が増えるということになるので、やはり事業者の方に負担していただくこともやむを得ないのかなと思っています。また、先ほど I 委員からもありましたが、ものすごい暑さの中で私も作業員の方々が時間内に終わらせようと一生懸命走っている姿を何回も拝見しました。大変なことだなと思っています。そして何より恵庭市の強みは戸別収集をやっていることで、皆さんあまり感じないかもしれませんが、非常にすごいことだと思います。他市の市長が何年間も公約していた戸別収集を断念したという記事が載っていましたが、それほど大変なことなのだと思います。恵庭市がステーション収集に戻ったら町内会など地域がすごく混乱すると思います。戸別収集を維持しながら、家庭廃棄物の指定袋を据え置きにしたという部分から言うと、事業系には本当に申し訳ない部分があるかもしれませんが、非常に評価できる内容なのではないのかと思っています。減量に向けて市民へ更なる訴えをしていただいて、ごみ全体の減量、資源化を図っていけばもっとごみも減っていくのではないかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

副 会 長： ありがとうございます。それでは皆様から個別の意見をいただきましたので、事務局の方から総括的にご説明をお願いします。

事 務 局： 皆様ご意見をいただきましたこと本当にありがとうございます。大きく分けまして、家庭系と事業系それぞれの立場からご意見を頂けたものと思います。まず家庭系につきましては、現在の恵庭市のごみ処理体制の中で、直接搬入手数料は若干値上がりましたが、指定袋の据え置きについては概ね理解が得られたのかなと考えています。ただ A 委員のおっしゃるように、手数料で負担しなければ税で負担することになりますので、ごみ処理に掛かる経費は適宜見直していかなければいけないと考えているところです。続いて事業系です。事業系一般廃棄物の改定率が 30%に近く、かなり厳しいといったご意見や、現在の物価高や人手不足の中で一定程度上げる部分もやむを得ないといった様々なご意見をいただけたのかなと思います。30%の改定率になった理由を述べさせていただきますが、6 ページをご覧くださいますと、ごみ処理経費が 1 億 3,292 万 1 千円掛かり、負担割合を3分の2程度にしようと考えたとすると、負担額は 8,705 万 6 千円 となります。その負担額になっていくようにごみ量等々を考えていくと、どのような改定幅にすればいいかという絶対値の割り返しの結果、生ごみと可燃と不燃については 30%を切る程度といった中で、全体での3分の2程度を確保したという状況です。C 委員の方から 10%でもつらい、現在の物価高騰、人件費の高騰で経営が厳しいといったお話があり、その中でごみ処理モデル確立に向けた提言書でも、近隣市の手数料の料金水準との均衡性などのご意見もいただいたところです。料金水準の均衡性については、近隣市では道央廃棄物処理組合が稼働する北広島市が一番高いと考えておりまして、北広島市では可燃が 240 円、不燃が 240 円、生ごみが 130 円になると示されていますので、そういったことも鑑みながら、改定率を諮問させて

いただいたところです。事業者の方々にとって、特に総量として多いのは生ごみと可燃ごみですので、この負担が大きいと考えています。生ごみは 120 円ということで、北広島市の設定する 130 円よりも安いですが、可燃ごみは 2,278tとかなりの量ですので、経営については厳しいだろうと考えています。皆様のご意見をいただきましたので、総括的にお話をさせていただきました。さらに深掘りしたい等あれば、この中で議論をしていただきたいと考えています。

副 会 長： それぞれ皆さんに意見していただきましたが、総括の説明に対してよろしいですか。

E 委 員： 先ほど 3 割の設定基準というのがそもそもどういうことなのかという話だったかと思いますが、以前に家庭ごみの収集の件で近隣市町の資料で比べると家庭負担の金額が高いと思いますがどういうことなんですかという質問をさせていただいたとき、恵庭市だけが戸別収集であるとの説明がありました。したがってその分のコストが上乘せされているという金額の差について非常に明確な根拠であると理解できましたが、同じような形で近隣市町と比べた時に、その 3 割という設定の根拠がシンプルに伝われば、ある程度やむを得ないと思えると思います。

事 務 局： 例えば A 市では事業系に求める割合を 50%、B 市では 60%としています。恵庭市は 3 分の 2 程度で 66%程度となっていますので、事業者を求める負担割合が高い方であるかなといったことはあります。また、焼却施設の稼働が令和 2 年からといったこともありますので、直近で見直しを図ったといったことが本心でありまして、規模の比較的小さい焼却施設になると大きい焼却施設よりも若干高くなるのかなといったことなどが予想としては考えられます。ただ今の説明で理解しやすいかという事業系の廃棄物が他市よりも高い理由としては、少し理解しづらいところはあるかと思っています。

事 務 局： 少し補足させていただきます。まず各市によって家庭ごみでも事業系でも負担割合というのはそれぞれの考え方に基づいて設定していますが、その参入経費の考え方というのは各市バラバラといったところが実状だと思います。その参入経費の中で課長から説明がありましたが、例えば焼却施設に関して言いますと、千歳市、北広島市、南幌町、長沼町、由仁町、栗山町といった広域でやっているところについては、規模の大きさからスケールメリットが働き、建設経費等は低く抑えられる、各市の負担も抑制されるといったことがあります。恵庭市については単独処理していますので、そういうスケールメリットが働かないことで中間処理費が大きくなっているという実状があります。ただこれまでのごみ処理の経過の中で、市が焼却施設を単独で建設したという経緯をなかなか皆さんご存知ないかと思います。当初は道央広域化ということで、その中に入って処理していくという計画でしたが、北広島市や長沼町・南幌町・由仁町・栗山町が、生ごみの堆肥化や生ごみを下水処理するという方針を打ち出したので、市として道央広域で処理するスケールメリットがなくなったということがあります。そういう状況下で市の最終処分場がひっ迫するというので、単独処理を選

ばざるを得なかったという経緯もあり、焼却施設を単独で建設したことから経費が大きくなっているということです。今回のごみ処理手数料改定の大きな柱としては、これまで廃棄物処理施設が完全に整備されておらず、将来的な大枠の経費が確定しなかったところがあり、前回のごみ処理手数料は推計の経費をもって算定していましたが、施設整備がある程度終わりましたので、将来的な経費が一定程度確定したということで、これまでの考え方をもう一回整理することとしました。先ほどご意見として出されていましたが、イニシャルコストについては税負担、ランニングコストについては手数料に求めるということを整理したこと、今までの負担割合を踏襲し、提言書の内容に合わせる形で料金設定をしたということです。その結果、事業系に関しては近隣市町と若干乖離が出ましたが、イニシャルコストを税負担とすることで、将来的にごみ処理施設を使う方が公平に負担していただくという考え方を整理し、その中で残った経費については、これまでと同じ負担割合で負担していただき、その結果、事業系一般廃棄物については若干改定率が高くなりましたが、30%をどういう根拠で設定したかということは、根拠としては特になく3分の2程度の負担を求めるのに平均化したということです。この高くなったところにつきましては、大変申し訳ないですが、経費の考え方を見直したということで一定程度の抑制は図られたのではないかと考えています。そういった部分については協力していただきたいということを申し上げて説明を終わりたいと思います。

C 委員：今、事務局から分かりやすい説明をいただいたと思っています。私は全否定しているわけではなく、この間も発言してきましたが、恵庭市ならではの合わせ産廃を含めて非常に事業者に寄り添った対応もいただいています。そういった部分では非常に感謝していますが、我々の社会生活の中で料金改定等のごみだけではなく、一般的には激変緩和などが通常であったりします。今回、この諮問を拝見させていただいた時に、一年間発言させていただきましたが、残念ながらなかなか届いていなかったのかなという部分で言わせてもらった次第です。

事務局：こういった改定率となっていますので、令和2年度改定時も激変緩和策を行っていますので、そういったことも頭の片隅に入れておきたいと考えています。

### (3)し尿処理手数料の見直しについて

～事務局より説明～

#### (資料1) (諮問書)別記3 し尿処理手数料の見直しについて

H 委員：一般家庭で影響を受ける件数は分かりますか。改定による負担額が大体どの程度になるのかお聞きしたいと思います。

事務局：現在、し尿処理を利用されている人口が市内7万人のうち611人と想定しております

が、そのご家庭によって世帯数や世帯人員なども異なってくるかと思しますので、この30%上昇について、例えばひと月いくら上がるかというところまで想定しきれていない状況です。

H 委員：わかりました。改定後、それぞれの家庭でどのくらい負担が重くなるのかなと思ったのですが、そういう家庭の中で水洗化への希望件数などは所管が違うから分からないでしょうか。様々な課題があって水洗化にできないと思うのですが、下水道まで遠くて工事費がすごく掛かるなどでしょうか。極力、市としては100%水洗化を目指しているのでしょうか。

事務局：市としては合併浄化槽や個別排水もしくは下水道接続といったいずれかを目指していく形になっているかと思えます。今、H委員がおっしゃられたとおり、市街化区域内であれば下水道接続の費用が掛かるといった事情もあろうかと思えますし、逆に農村地域であれば個別排水の設置費用を一定程度負担しなければならないといった要因もあるかと考えています。

H 委員：住んでいる地域で水洗化にならず我慢しているところもあると思います。若い世代にとっては莫大な金額でないと水洗化できないというお話も聞いていますし、更なる手数料の改定で大変だと思しますので、そういう方たちに寄り添っていただき、お話ししっかり聞いていただきながら、丁寧に説明していただきたいと思えます。

事務局：引き続き丁寧な説明に努めていきたいと思えます。

#### (4)その他

事務局：本日3点について市長から諮問をさせていただきますので、様々なご意見をいただいたところです。次回の審議会は、11月15日、水曜日を予定しております。出欠等については改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。この諮問についてはパブリックコメントを予定しております。寄せられた意見なども、この審議会の中でお示しをしていきたいと考えておりますので、引き続きご審議の方よろしくお願いいたします。

会長：戸別収集の関係について、私は札幌市に住んでいますが、札幌市は戸別収集を行っておらずステーション収集なので、ごみ処理経費は安くなります。恵庭市も戸別収集をやめるとごみ処理経費は安くなると思えますが、戸別収集は恵庭市の誇りなので、それは続けた方が良いと思いながら聞いていました。また、し尿の汲み取りについては、浄化槽汲み取りは経費の問題もあるかと思えますが、災害の時に必要となりますので続けていくべきだと思います。

以上



～審議会の様子～

